

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	第 年 月 日	号
			令和 年 月 日	

都 城 市 長 宛 て

〒 住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____
 担当者(連絡先)氏名 _____

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。 TEL _____

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道 ・ 歩道 ・ その他	
	場所	都城市 町 丁目			先
占用物件	名 称		規 模	数 量	
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件	の 構 造	
	令和 年 月 日まで				
工事の期間	令和 年 月 日から	間	工 事 実 施	の 方 法	
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			添付書類 (各3部)	1.位置図 2.平面図 3.断面図 4.写真 5.占用物件等の構造図 6.その他の書類	
備 考					

記載事項

- 「許可申請 協議」 ・ 「第32条 第35条」 及び 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きにすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

新規	更新	変更	第	号
			年	月
			日	

令和 年 月 日

〒
 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 担当者(連絡先)氏名 _____
 TEL _____

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道	・ 歩道 ・ その他
	場所	都城市	町	丁目	先
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件	の 構 造	
	令和 年 月 日まで				
工事の期間	令和 年 月 日から	間	工 事 実 施	の 方 法	
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			添付書類	1.位置図 2.平面図 3.断面図 4.写真 5.占用物件等の構造図 6.その他の書類	
<p style="text-align: center;">道路占用に関する協議書</p> <p style="text-align: right;">都維 第 号 令和 年 月 日</p> <p>都 城 警 察 署 長 様</p> <p style="text-align: right;">都城市長 印</p> <p>道路占用 許可申請 協議 について、上記により 許可 回答 したいので、道路法第32条第5項の規定に基づき協議します。</p>					
<p style="text-align: center;">道路占用に関する回答書</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>都 城 市 長 宛て</p> <p style="text-align: right;">都城警察署長 印</p> <p>令和 年 月 日付け 都維 第 号で協議のあった道路占用について、下記および別紙のとおり回答する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <hr/> <hr/>					

道路占用 許可 書
回 答

新規	更新	変更	第 年 月 日
			令和 年 月 日

〒

住所 _____

氏名 _____ 印

担当者(連絡先)氏名 _____

TEL _____

占用の目的						
占用の場所	路線名	市道	号線	車道 ・ 歩道 ・ その他		
	場所	都城市		町	先	
占用物件	名称		規模		数量	
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件	の構造		
	令和 年 月 日まで					
工事の期間	令和 年 月 日から	間	工事实施	の方法		
	令和 年 月 日まで					
道路の復旧方法			添付書類	1.位置図 2.平面図 3.断面図 4.写真 5.占用物件等の構造図 6.その他の書類		
占用料	円	標準額 算定 円				
(許可条件) 別紙のとおり						
(教示) 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。 2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えの提起は、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。 ただし、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。						
令和 年 月 日	申請協議	のあった占用については、上記のとおり	許可回答	する。		
令和 年 月 日						
都城市指令第 号		都城市長	印			